

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件会津工業高校南3棟大規模改修工事に伴う物品等の移動及び廃棄処分マネジメント業務委託に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の公告等の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者）

福島県立会津工業高等学校長 佐藤 正道

2 入札に付する事項

公告に示すとおり。なお、業務内容については、「会津工業高校南3棟大規模改修工事に伴う物品等の移動及び廃棄処分マネジメント業務委託仕様書」のとおり。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

公告に示すとおり。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札に参加を希望する者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「資格確認申請書」という。）に次の書類を添付し、下記6（1）イに示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分注意すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式2）

ウ 福島県内に本店、支店又は営業所を有することを証明する書類（履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）など。ただし、発行後3か月以内のもの。コピー可）

エ 事業実施に必要な許可（貨物自動車運送事業法に基づく事業許可）を有していることが確認出来る書類

オ 同種業務履行実績調書（様式任意）

本件公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同種業務についての履行実績（業務年度、業務内容、契約金額、業務期間等）が明示されていること。

また、当該調書に記載した業務の契約書・仕様書の写しを添付すること。

※ 以上の各書類（証明書を除く）は、申請者の届出印により証明を行うこと。

- (2) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、一旦受領した書類は返却しない。
- (3) 入札参加資格確認通知書を郵送にて受領したい場合は、長 3 封筒に送付先の住所及び宛名を記載し、希望する送付方法（簡易書留、速達等）に従った所定の郵便切手を貼付したものを同封すること。

5 入札説明会

実施しない。ただし、現地確認等を希望する場合は、下記 6（1）イに記載の連絡先に事前に連絡・調整のうえ、学校長の指定日時に行うものとする。

6 資格確認申請書等の提出場所及び提出期限

(1) 資格確認申請書の提出期限及び場所

ア 提出期限

令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）午後 4 時 0 0 分まで

イ 提出場所

郵便番号 9 6 5 - 0 8 0 2

福島県会津若松市徒之町 1 番 3 7 号

福島県立会津工業高等学校 事務室

電話番号 0 2 4 2 - 2 7 - 7 4 5 6

※ 来校の場合は必ず事前連絡をし、指示を受けたうえで来校すること。郵送により提出する場合は書留（一般書留又は簡易書留）郵便により郵送するものとし、提出期限内に必着のこと。

ウ 資格確認通知書の送付

一般競争入札参加資格確認通知書（様式 5）により、令和 7 年 1 2 月 3 日（水）までに送付する。

エ 後記 8（4）において入札保証金の免除を希望する者（過去 2 年間の業務履行実績により免除申請を行う場合）は、様式 6、様式 7 及び添付資料を併せて提出すること。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和 7 年 1 2 月 5 日（金）午前 1 0 時 3 0 分

イ 場所

福島県立会津工業高等学校 小会議室

7 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式 3）に必要とする事項を記載し、上記 6（2）に示す日時及び場所へ持参すること。

- (2) 郵便による入札は認めない。
- (3) 入札書には、次の書類を添付しなければならない。
 - ア 一般競争入札参加資格確認通知書（様式5）の写し
 - イ 委任状（様式4） ※代理人が出席し、入札する場合
 - ウ 入札保証金納付免除申請書（様式6）（入札保証保険により免除申請を行う場合。）
- (4) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載、並びに代表者の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をすること。
 - ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
 - エ 代理人をして入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに、当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。なお、押印を省略する場合は、本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載すること。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札日の前日までに入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 入札者で入札保証金を納付した者は、入札保証金を納付した領収書を入札時に提出すること。
- (4) 財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。なお、同条第1項各号の規定に基づき入札保証金の免除を希望する者は、上記6（1）アに掲げる期日までに、以下の書類を上記6（1）イに示す場所に提出すること。
 - ア 入札保証金納付免除申請書（様式6）
 - イ 履行実績証明書（様式7。上記4（1）オの「同種業務履行実績調書」（様式任意）とは別である。）

ただし、入札保証保険により免除申請をしようとする者は、上記 6（2）に掲げる期日までに、福島県立会津工業高等学校事務室に連絡のうえ、入札保証金納付免除申請書（様式 6）及び入札保証保険証券原本を入札時に提出するものとする。（証券原本は返却しないので留意すること。）

- （5） 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第 2 5 1 条及び第 2 5 3 条により行うこととするため、入札保証金を納付する者は、納入通知書の発行を上記 6（1）アに掲げる日までに上記 6（1）イに記載する連絡先へ申し出ること。

9 入札の方法及び開札等

- （1） 開札は、上記 6（2）で指定する日時及び場所で行う。
- （2） 開札に先立ち、入札者は上記 7（3）で指定する書類の確認を受けるものとする。
なお、入札保証金を納付する者は、納付した領収書を提示して確認を受けること。
- （3） 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。
- （4） 開札の結果、予定価格の範囲内となる入札金額での入札者がいないときは、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合、再度入札については棄権したものとする。
- （5） 再度の入札は 2 回までとする。

10 入札参加者に要求される事項

- （1） 入札者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県立会津工業高等学校長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- （2） 入札書の提出前に、必ずホームページにて、質問回答の有無を確認すること。

11 入札心得

- （1） 入札者は、仕様書、契約の方法及び入札の条件等を熟知のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書及び本説明書について疑義がある場合は、一般競争入札仕様等に関する質問・回答書（様式 8）により、令和 7 年 1 1 月 2 8 日（金）午後 4 時までに発注者に説明を求めることができる（原則電子メールにより説明を求めることとし、郵送、持参または F A X により説明を求める場合は、事前に上記 6（1）イに電話連絡すること。電子メール aizukogyo.h@pref.fukushima.lg.jp）。発注者は、軽微なものを除き、福島県立会津工業高等学校のホームページに一般競争入札仕様等に関する質問・回答書（様式 8）を掲載する方法により、令和 7 年 1 2 月 3 日（水）までに回答する予定である。
- （2） 入札者は、所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とする。なお、入札者は、代理人をして入札する場合は、その委任状を持参させ、確認を受けなければならない。

- (3) 入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札者の代理をすることができない。
- (4) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - ア 契約の履行に当たり故意に不正の行為をした者
 - イ 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合（以下「談合」という。）した者
 - ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - オ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (5) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることがある。
- (6) 開札時刻後において、入札者又はその代理人は、開札場所に入場できない。ただし、発注者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- (7) 入札者又はその代理人は、入札書を一旦提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回をすることができない。

12 入札の取り止め等

入札者が談合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3の入札参加資格のない者のした入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (6) 記名押印を欠く入札（押印を省略する場合は、「本件責任者及び本件事務担当者」の氏名及び連絡先の記載がない入札も含む）
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (9) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (10) 明らかに談合によると認められる入札

- (11) 郵便による入札
- (12) その他、入札に関する条件又は県において特に指定した事項に違反した入札

14 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいないとき、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とすることができる。

15 契約保証金

- (1) 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (4) 契約保証金の納付及び還付については、財務規則第231条及び第233条による。

16 契約書等の作成

- (1) 契約書を作成する場合において落札者は、発注者が交付する契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約書の取り交わしを行うこと。
- (2) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したとき、又は県が調達した立会人型電子契約サービスを利用した電子契約により、甲及び乙が電子署名を行ったときに確定する。
- (3) 落札者が、上記(1)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

17 その他

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受理した後、入札の完了までに入札を辞退する場合には、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

- (2) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止するものとする。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。
- (3) 入札から落札者の決定までの間に入札者が上記3の入札参加資格の要件を満たさなくなったときは、当該入札者は落札者とししない。
- (4) 本入札説明書受領者は、本入札手続以外の目的で次の行為を行ってはならない。
 - ア 本説明書の第三者への閲覧、貸与又は譲渡
 - イ 第三者への配布を目的とする本説明書の複写
 - ウ 第三者への本説明書複写物の配布

- 18 本契約に関する事務を担当する部署
上記6（1）イに同じ。